



防犯パトロール



守母神社大祭



夏祭り



餅つき



盆綱引き



敬老会



上須恵祇園山笠



どんど焼き



木造十一面観音立像御開扉

地域のつながりは防犯にもなる!?

地域のお祭りやスポーツなど、区組合(自治組織)の活動をとおして隣近所が顔見知りになり、コミュニケーションが取れている地域は犯罪が起きにくいといわれています。

顔見知りが多い地域では、空き巣狙いや放火などを未然に防いだり、不審者から子どもを守ったりする可能性も高くなります。

さらに自分ひとりでは解決できない問題を抱えたときは、地域のつながりが大きな力になります。

区・組合(自治組織)のこと、改めて考えてみませんか?

区・組合(自治組織)では、お互いに協力し合いながら、安全・安心な暮らしを支えるための活動をしています。

例えば、暗い夜道を明るく照らす防犯灯の設置や維持管理、子どもたちを犯罪や事故から守る防犯パトロールや交通安全活動、高齢者の見守り活動など、さまざまな活動があります。

区・組合(自治組織)の活動は、必ずどこかで皆さんの生活に関わり、役立っています。

区・組合への加入は、お住まいの地域の区長、もしくは組合長へお申し出ください。お住まいの地域の区組合(自治組織)がわからない場合や、区・組合(自治組織)に関する問い合わせは、須恵町役場総務課へご連絡ください。

▼問い合わせ先

総務課

☎032-1152(ダイヤルイン)

☎032-1151(内線318)

須恵町自治組織参加促進協議会(※)では、平成30年12月を「区・組合(自治組織)加入促進強化月間」とし、区・組合(自治組織)をはじめ、町と関係団体で広く連携・協力して、町内全域で区・組合(自治組織)の重要性や活動の魅力を広く周知しながら、加入の呼びかけを行います。

まだ加入されていない人は、この機会に区・組合(自治組織)を知っていただき、ぜひ加入をお願いします。

※須恵町自治組織参加促進協議会とは…須恵町自治組織参加促進条例を受けて設置された協議会で、実際の事案に対して調査・審議を行う組織です。

須恵町自治組織参加促進条例が、平成29年12月須恵町議会で制定されました。

須恵町自治組織参加促進条例は、平成28年2月から、地域を代表する区長の皆さんと町議会議員によって、地域の課題を話し合い、議論を重ね制定へと至ったものです。

この条例は、須恵町の区・組合(自治組織)参加促進となる事項を定めたものです。



近年、少子高齢化社会の進行や、人々の生活形態の多様化などにより、区・組合(自治組織)への加入や活動への参加の減少が続く、地域の人間関係の希薄化が危ぶまれています。その反面、近年多発する災害などを受け、人と人とのつながりや、助け合いの大切さ、地域の絆が重要視されています。

そのような中、須恵町民憲章の「おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります」と掲げる理念を実現するために、この条例が制定されました。

多くの町民の皆さんがこの条例を理解し、そして参加することにより、より良い須恵町を協力して築いていくことを目指しています。町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※須恵町自治組織参加促進条例の詳細については、須恵町ホームページの須恵町例規集をご覧ください。